野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２３号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年野田市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第３災害応急作業等手当の項中「２，１６０円」を「２，８８０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例別表第３の規定は、令和８年８月２４日以後に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。